

単元未満株式をご所有の皆様へ

Solvvy 株式会社

## 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

拝啓 株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

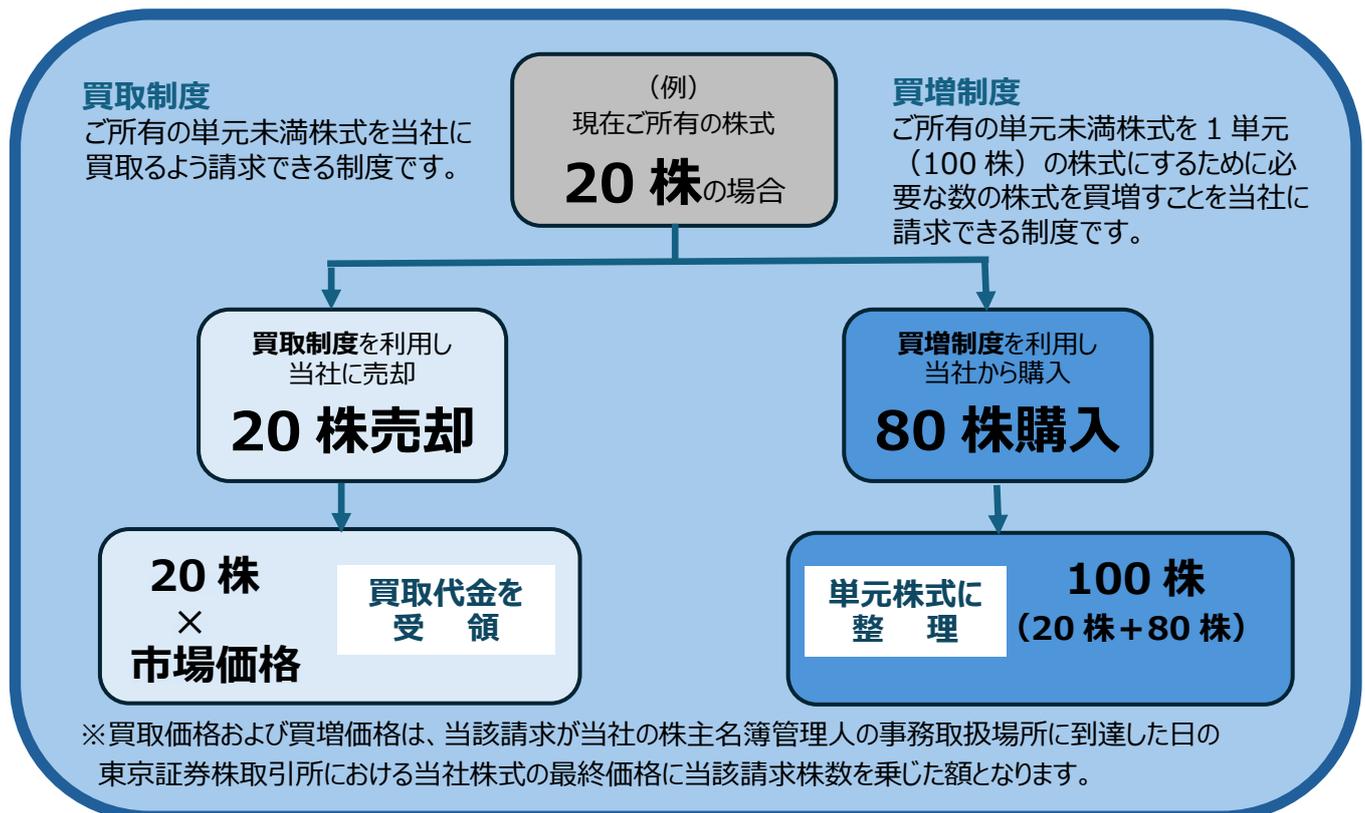
さて、第 17 期定時株主総会( 2025 年 9 月 29 日開催) において「定款一部変更の件」が承認可決されたことに伴い、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。

当社の単元株式数は 100 株となっております。皆様をご所有の当社単元未満株式（1 株～99 株の株式）につきましては、証券市場での売買ができない、株主総会での議決権を行使できないなどの制約があります。そのようなご不便を解消するために、単元未満株式の「買取り」、またはこのたび導入いたしました「買増し」を当社に請求できる制度を実施しておりますので、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

### 1. 単元未満株式の買取・買増制度の概要



## 2. お手続きの方法

単元未満株式が記録されている口座によってお手続きの窓口が異なります。

### ★証券会社等の口座で単元未満株式をご所有の方

お取引口座のある証券会社（口座管理機関）にお問合せ下さい。

### ★証券会社等の口座以外で単元未満株式をご所有の方（特別口座でご所有の方）

特別口座管理機関（三井住友信託銀行）にお問い合わせください

■三井住友信託銀行株式会社（特別口座管理機関）

Tel : 0120-782-031（フリーダイヤル 平日 9:00 ~ 17:00）

## 3. 手数料

当社では、単元未満株式の買取請求・買増請求手数料をいただいております。（無料）

なお、お手続きに際しては、証券会社等の金融機関にて別途お取次手数料がかかる場合がございますので、お取引口座のある証券会社等にお問合せ下さい。

単元未満株が記録されている口座	当社に対する手数料	口座管理機関に対する手数料
証券会社の口座	無 料	お取引口座のある証券会社にお問い合わせください。
特別口座		無 料

## 4. ご注意事項

- 買取請求および買増請求をされた後の取消しはできません。
- 決算期の基準日直前など、請求の受付を停止する期間があります。
- 買増制度を利用し単元株式に整理されても、特別口座のままでは市場での売却はできません。  
証券会社の口座にお振替いただくことが必要となります。

このご案内は、単元未満株式の買取請求または買増請求を強制するものではありません。

請求に際しましては、株主様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、このご案内と行き違いにご請求済みの場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。